

近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
資料配付

配布日時	平成25年6月12日 14時00分
------	----------------------

件名	不法投棄された産業廃棄物の代執行による撤去について
----	---------------------------

概要	<p>和歌山河川国道事務所は、京奈和自動車道紀北東道路の道路予定区域内に不法投棄されている産業廃棄物について、行政代執行法に基づき、平成25年6月14日(金)より撤去作業を開始します。</p> <p>○日時:平成25年6月14日(金) 午前10時～ ※雨天時は平成25年6月17日(月)</p> <p>○場所:紀の川市粉河字別所谷他地内 (一般国道京奈和自動車道予定地内)</p> <p>※ 場所につきましては、位置図(別紙1)をごらん下さい。 ※ 現地取材を希望される報道機関におかれましては、事前に取材申込書(別紙2)の送付をお願いします。</p>
----	--

取扱い	—
-----	---

配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞協会 和歌山県政放送記者クラブ
------	--

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所 【事業関係】 副 所 長 粟 津 誠 一 (内線206) 工 務 第 二 課 長 小 野 武 (内線411) 【法令関係】 副 所 長 梶 岡 芳 行 (内線202) 道 路 管 理 第 一 課 長 玉 田 功 一 (内線431) 電 話 073-424-2471(代表) 073-402-0264(事業関係夜間直通) 073-402-0269(法令関係夜間直通)
------	--

不法投棄された産業廃棄物の代執行による撤去について

1. 事案の概要

和歌山河川国道事務所は、今年度末に供用開始を予定している紀北東道路の道路予定区域内に不法投棄されている産業廃棄物について、不法投棄を行った者に対し、これまで道路法に基づく2度の除去勧告と撤去命令を行いましたが、一向に撤去されないため、行政代執行法第2条に基づく代執行を行い、平成25年6月14日(金)より産業廃棄物の撤去作業を開始します。

2. 実施予定日時

平成25年6月14日(金)～約6ヶ月間

(初日の予備日:平成25年6月17日(月))

※台風の接近が予想されていますので、雨天により延期する場合は、取材申込書を入れていただいた社に対して連絡させていただきます。

3. 場所

紀の川市粉河字別所谷地内他(京奈和自動車道紀北東道路予定地)

4. 実施する物件

産業廃棄物混入土

5. 義務者

1法人

6. 経緯

平成22年10月19日	道路予定区域内の不法投棄が発覚
平成22年11月17日	和歌山県が県警に告発(廃棄物処理法違反)
平成23年3月31日	行為者に対し文書にて撤去を依頼
平成24年2月29日	道路法に基づく除去勧告(1回目)
平成24年6月7日	道路法に基づく除去勧告(2回目)
平成24年10月17日	行政手続法に基づく弁明の機会の付与通知
平成24年11月15日	行政手続法に基づく不利益処分決定通知及び道路法に基づく撤去命令
平成25年3月27日	行政代執行法に基づく戒告書送付
平成25年6月6日	行政代執行法に基づく行政代執行令書送付

7. 事業概要

【紀北東道路】

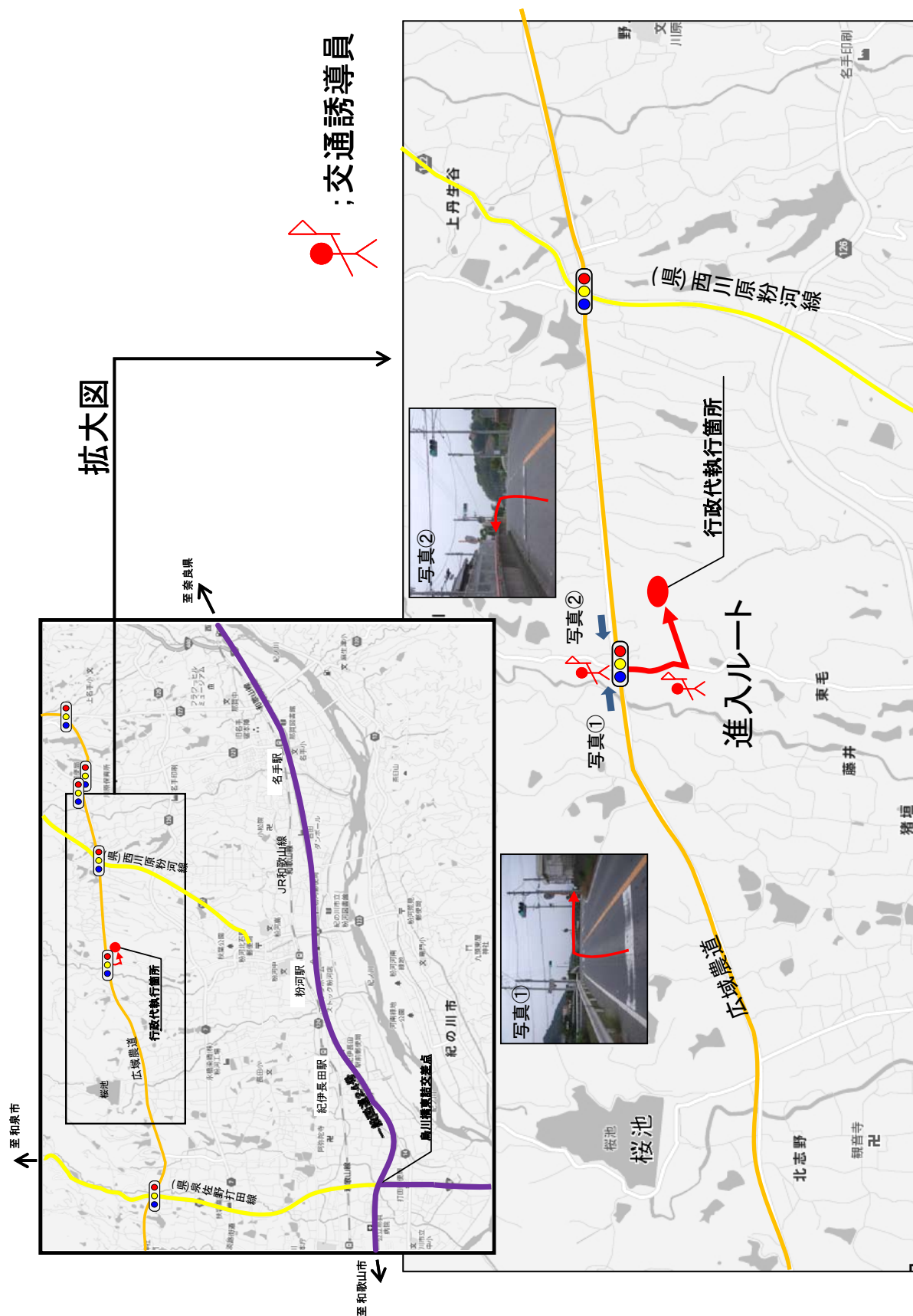
・和歌山県橋本市高野口町大野(高野口IC)から同県紀の川市神領(打田IC[仮称])に至る16.9kmの自動車専用道路

・京奈和自動車道の一区間として広域的な高規格幹線道路ネットワークの役割を果たすとともに、一般国道24号の交通混雑の緩和、沿道環境の改善、地場産業の支援など地域の発展に寄与するものとして建設される。

・このうち、橋本市高野口町大野(高野口IC)から伊都郡かつらぎ町大谷(紀北かつらぎIC)間の約4.0kmについて、平成24年4月に暫定2車線で供用開始を行っているところ。

・不法投棄箇所は、平成25年度の供用開始に向けた事業中の区間。

(位置図)



なお、取材を希望される場合は、上記の箇所にて、平成25年6月14日(金)午前9時45分より受付を行います。

取材 FAX 申込書

和歌山河川国道事務所 総務課 あて

FAX番号:073-436-6231

貴社名	
参加人数	
ご担当者	氏 名 所属部署名等
ご連絡先	住所 電話番号 FAX番号 E-mail
車両台数	

送付状は不要ですので、本紙をそのままFAXしてください。

取材申込書につきましては、6月13日(木)15:00を期限に送付いただきますようお願いいたします。

○ 取材についてのお願い

- ・現地取材を希望される報道機関におかれましては、事前に取材申込書(本紙)の送付をお願いします。
- ・報道関係車両の行政代執行箇所への進入につきましては、交通誘導員の指示に従ってください。
- ・報道機関の方々には、9:45からの受付を済ませ、ヘルメットを貸与しますので、現場内では必ず着用をお願いします。
- ・取材の際は、取材証(腕章)の着用をお願いします。
- ・取材に際しては、現地担当者の指示に従ってください。

なお、取材場所等の詳細については、【問合せ先】に連絡してください。